

市有財産売払い郵便型一般競争入札実施要領

1 売払い物件

物件 番号	所在地	地目 (登記)	地積 (登記)	予定価格 (最低売払価格)
1	米原市吉槻字宮地 1356 番	雑種地	239.63 m ²	1,420,000 円
	米原市吉槻字宮地 1360 番 2	雑種地	207.06 m ²	
	米原市吉槻字宮地 1361 番	雑種地	145.51 m ²	
		合計	592.20 m ²	

※本要領 10 ページ「12 その他の注意事項」も必ずお読みください。

※売払い物件の詳細は、12 ページの物件調書を御覧ください。

2 用途制限

次の各号の用途に供する土地利用は禁止します。

- (1) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に関する土地利用
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員およびその構成員、または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定による観察処分を受けた団体およびその団体の役員または構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

3 入札参加者の資格

入札に参加できる者の資格は、次のいずれかの要件に該当しない者としてします。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）でない者または次のいずれにも該当しない者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれにも該当しない場合を含む。）であること。
 - ①暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
 - ②売払物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようと

する者

③法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質関与している者

④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している者

⑤暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑥暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑧暴力団等または前記①から⑦までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申請しようとする者

(6) 上記のほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 入札参加申込・受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に入札参加申込書類を郵送（簡易書留）にて提出してください。（持参可）

受付期間	令和8年8月27日（木）から9月18日（金）午後4時30分まで（必着） 上記の参加申込期間中に、入札参加書類を郵送（簡易書留）してください。（持参可）
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所 政策推進部 公共施設マネジメント課行 [※直接持参の受付時間：午前9時00分～12時、午後1時～4時30分まで 土・日曜日は受付できません。]
申込書類	(1) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（様式第1号） (2) 誓約書（様式第2号） (3) <個人の場合>住民票抄本 1通（3か月以内に発行されたもの） <法人の場合>法人登記簿（全部事項証明書）1通（3か月以内に発行されたもの） (4) 納税証明書（証明日現在滞納がないことの証明、証明日から30日以内のもの） 市内の方：本市のもの 市外の方：所在する住所地のものおよび本市のもの（該当する税目がある場合に限る。） ※様式は、 <u>本市ウェブサイトからダウンロードしてください。</u> ※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書および契約書に使用してください。 法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。 ※提出された書類は一切返却できませんので御了承ください。

5 入札必要書類の送付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（写し）
- (2) 入札保証金納入通知書
- (3) 入札書（様式第3号）
- (4) 入札保証金還付請求書（様式第4号）

6 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。予定価格（最低売払価格）の100分の5以上の額を納付してください。

- (1) 入札保証金額

物件番号1	【予定価格】1,420,000円×5/100＝【入札保証金】71,000円以上
-------	---

- (2) 納付方法

入札参加申込受付後、本市から送付する「納入通知書」により、入札保証金を米原市指定金融機関または指定代理金融機関および収納代理金融機関で納付してください。

区 分	金融機関名	取扱店舗
指定金融機関	株式会社 滋賀銀行	本店・支店および出張所
指定代理金融機関	レーク伊吹農業協働組合	本店・支店および出張所
	株式会社 関西みらい銀行	
	長浜信用金庫	
収納代理金融機関	株式会社 大垣共立銀行	本店・支店および出張所

- (3) 入札保証金の還付

落札者以外の方が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書」に記載された金融機関の口座へ振込により還付します。なお、返還には開札後4週間程度要しますので御了承ください。ただし、入札保証金には利息は付きません。

- (4) 入札保証金の充当・帰属

落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当するものとします。ただし、落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の方法

入札は郵送方式により受け付けます。（持参可）

入札期間	令和8年9月28日（月）から10月9日（金）午後4時30分まで（必着） 上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送（簡易書留）してください。（持参可）
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課行 [※直接持参の受付時間：午前9時00分～12時、午後1時～4時30分まで 土・日曜日、祝日は受付できません。]

提出書類	(1) 入札書 (2) 入札保証金還付請求書 (3) 入札保証金領収書（コピー） ※入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。 ※一度郵送（提出）した入札書の書き換え、引き換え、撤回をすることはできません。
------	--

【提出書類の作成要領】

(1) 入札書

入札書に必要事項および入札金額を記入してください。

ア 入札書の金額記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

イ 物件番号および物件所在地を記入してください。

ウ 入札者（申込者）の住所・氏名を記入の上、本人の印鑑を必ず押印してください。

エ 法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

(2) 入札保証金還付請求書

入札保証金還付請求書に必要事項を記入し、押印してください。

ア 入札保証金の還付用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有名義で申し込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

イ 入札保証金の還付用口座は、通帳を確認の上、正確に記入してください。記入に誤りがある場合には、返還に日数を要することとなります。

8 開 札

(1) 開札日時

物件番号 1	令和8年 10 月 13 日（火）	午前9時 15 分から
--------	-------------------	-------------

(2) 開札場所

米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4－B

(3) 開札の立会い等

立会いは任意です。入札者等の関係者は、2 人までの立会いが可能です。なお、会場への入場には、「市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書」の写しが必要になりますので、必ず御持参ください。

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、入札者のうち、本市が定めた最低売払価格以上で、かつ最高価格の入札をした者を落札者とします。最高価格の入札者が複数あるときは、入札事務に関係しない本市の職員がくじを引き落札者を決定しま

す。

(5) 開札結果

開札場所では、落札者の氏名（法人名）および落札金額を発表します。

開札結果については、落札者の氏名（法人の場合は名称）および落札金額を本市のウェブサイトで公表します。

(6) 再入札

今回の入札は予定価格（最低売払価格）を事前に公表しているため、開札の結果、落札者がいない場合でも、再入札は行いません。

9 入札の無効

次の各号にいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 期限を過ぎて到達した入札
- (3) 本市が定める入札書以外の入札書による入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその額が所定の金額に不足した者の入札
- (7) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 談合その他不正の行為が行われ公正な入札を害すると認められる入札
- (10) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反した入札

10 契約の手続き

落札者には、開札終了後、契約手続き等について説明します。

(1) 契約条項

普通財産売買契約書（案）（様式第5号）のとおりとします。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金（現金とします。）として市が発行する「納入通知書」により納付いただきます。

イ 入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

ウ 契約保証金には、利息を付けません。

(3) 契約の締結および方法

ア 落札者は、当該物件の落札決定の日から10日以内に契約を締結しなければなりません。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として市に帰属されます。

ウ 契約の締結は、契約保証金の納付後に行います。

エ 契約の締結および履行に関する費用については、全て落札者の負担となります。

オ 契約者の名義は、落札者名義で行います。

(4) 売買代金の支払

ア 契約の締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金を納付いただきます。

イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

ウ 契約の締結後、売買代金の支払が指定期日までに納付されなかった場合は、契約を解除の上、違約金として契約保証金を市に帰属するものとします。

エ 売買代金の分割納付はできません。

11 所有権の移転等

(1) 落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等、登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状のままで行います。工作物、電柱、樹木などを含んだ現況有姿のままで引き渡すことになりますので、必ず事前に現地の確認をして理解の上、入札参加申込みをしてください。

(2) 物件用地の一部に既に設置されている電柱、支線等について、土地の引渡し以降に各電柱管理者等と協議し、落札者の責任において対応してください。

(3) 当該物件の土壤汚染調査については実施していません。

(4) 各種供給処理施設（ガス、上下水道、電気等）の利用に当たって、各供給機関と十分協議してください。
なお、利用に当たって必要な工事等については、落札者の負担において行ってください。

(5) 建物を建築するに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、県および市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

(6) 落札者は、契約の締結後、売買物件に数量の不足など契約の内容に適合しない（土壤汚染、地盤沈下、地下埋設の状況等）ことを発見しても、売買代金の減額および免除もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(7) 契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

(8) 落札者が、契約の締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(9) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号）、米原市公有財産規則（平成 17 年米原市規則第 45 号）によるものとします。